

2 指定通院医療機関の役割と処遇方針

- 指定入院医療機関から退院、あるいは通院決定を受けた対象者について、対象者の状況に応じて訪問や通院による専門的な医療を提供するとともに、一時的な病状悪化の場合などには、精神保健福祉法等により、入院医療を提供することも想定。
- 通院期間を「通院前期」、「通院中期」、「通院後期」の3期に分けて目標を設定し、3年以内に一般精神医療への移行を目指す。
- 対象者ごとに治療計画を作成し、定期的な評価を行うとともに、治療への動機付け等を深めるために、インフォームドコンセントを重視（必要に応じ対象者が参加する多職種チーム会議を実施）する。
- 保護観察所、他の保健・医療・福祉の社会資源と連携をとりつつ、対象者を支援する。